

重点的に取り組む施策

重点施策1 「4R運動」でごみを減らして循環型のまちづくり

- ごみの発生量は、排出抑制や分別の徹底等により減少傾向にあります。さらなるごみの発生抑制、削減、再利用及び再生利用を進めることにより、環境への負荷を考慮した循環型社会をめざします。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ➢ 広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどの活用 | ➢ 「ごみゼロの日」や「ごみ減量・リサイクル推進週間」の周知 |
| ➢ イベントなどによる啓発 | ➢ 「3R(4R)推進月間」の周知 |

重点施策2 自然環境におけるマナー向上

- 不法投棄やごみのポイ捨ての増加など、個人の環境に対するモラルの低下が問題視されています。グリーン(ブルー)・ツーリズムの推進により、都市住民との交流を図りながら、山や海などの自然環境利用におけるマナーの向上を図ります。そして、持続可能な社会づくりに向けて、様々な団体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育を学校、家庭及び地域社会において推進し、マナーの向上をめざします。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ➢ 環境教育・学習の支援 | ➢ 快適性を向上させるための生活環境基盤の整備 |
| ➢ 環境問題に関する情報の発信 | |

重点施策3 ルール遵守による不法投棄の撲滅

- 定期的な啓発、不法投棄巡視員・監視員によるパトロールや監視カメラの設置により、産業廃棄物や家電製品などの大規模な不法投棄は減少傾向にあります。しかしながら、清掃や引越しなどから生じる不用品や食品の容器など家庭から排出される一般廃棄物の不法投棄が後を絶ちません。捨てられる廃棄物の大半は誰でも容易に適正処分できるものです。今後も啓発や監視を徹底し、不法投棄の撲滅をめざします。

- | | |
|-------------------------------|------------------------------------|
| ➢ 町職員、町民及びNPOなどによる集中的な監視パトロール | ➢ 広報誌、かんきょうかわら版、ホームページ、ポスターなどによる啓発 |
| ➢ 一斉美化活動の実施 | ➢ 不法投棄防止看板の設置 |
| ➢ 放置車両や放置自転車の撤去、処分 | ➢ 不法投棄物の撤去、処分 |
| ➢ 放置船舶の撤去、処分 | ➢ 関係機関との連携 |

重点施策4 みんなで守る美しい水環境

- 本町は、宇和海海中公園や僧都川をはじめとして、美しい海や河川に恵まれています。この美しい水環境を次世代に受け継いでいくため、町民の自主的な環境保全活動を推進し、水環境の保全をめざします。

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| ➢ 海や河川の清掃活動の推進一斉美化活動の実施 | ➢ 生活排水対策のための啓発活動 |
| ➢ 環境浄化微生物活性化資材の利用促進 | ➢ 水質検査の実施、公表 |
| ➢ 農業・漁業集落排水施設整備区域の接続推進と合併処理浄化槽の普及 | |

第2次 愛南町環境基本計画（概要版）

発行日 平成30年3月

発行 愛南町 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

TEL 0895-72-1211（代表）

編集 愛南町環境衛生課



第2次愛南町環境基本計画（概要版）

計画の位置づけ

- 愛南町環境基本計画は「愛南町環境基本条例」第9条の規定に基づき、国や県の関連する法律、条例及び計画と連携するとともに、「愛南町総合計画」を環境面から補完する計画として位置づけ、環境政策の基本とするものです。

計画策定の背景と目的

- 日本では、環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとして、これまでに4回（平成6年、12年、18年、24年）の環境基本計画が定められてきました。

- その進捗状況は、環境行政について一定の進展が見られた一方で、温室効果ガスの排出量の更なる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、各分野において引き続き、課題解決に向けた取組が必要です。

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、社会情勢に大きな影響を与え、大量の資源・エネルギーを消費するライフスタイルを見直すきっかけとなりました。

- 自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を認識するなど、健康で心豊かに暮らす質的豊かさが重視されるようになってきています。

- 平成28年11月には、京都議定書に代わる地球温暖化防止をめざした国際的なルールとして「パリ協定」が成立し我が国も批准しました。

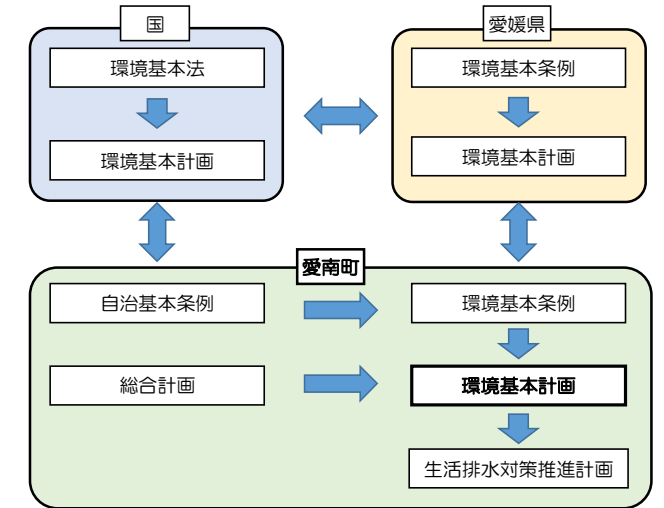
- また、平成26年に策定された愛媛県の「第二次えひめ環境基本計画」では、「地球温暖化」及び環境分野に限らず取組の加速化が求められている「持続可能な開発のための教育」を、重点的課題として位置づけています。

計画の対象地域・対象範囲・計画期間

- 本計画の対象地域は、本町全域とします。

- 本計画の対象範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、資源とエネルギーの循環・有効利用及び環境教育に関連する項目とします。

- 本計画は、平成30年度を初年度とし、平成34年度に中間見直しを行った上で、平成39年度を目標とする10年間を計画期間とします。



- 愛南町（以下「本町」という。）では、平成18年6月に「愛南町環境基本条例」を制定し、この条例に掲げる基本理念に基づき、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進するために、平成20年3月に「愛南町環境基本計画」を策定しました。

- これに基づき、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、様々な関連施策を実施してきました。また、平成26年3月に計画の基本骨格を継承しながら、環境の変化や時代に即した内容に見直しました。

- 本町には「足摺宇和海国立公園」及び「篠山県立自然公園」があり、そこにはレッドデータブックに掲載されている希少動植物が多く生息しています。これらの動植物が生息する自然環境を維持するために、自然保護とまちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組を効果的かつ効率的に進めていく必要があります。

- 環境問題をめぐる状況は変化が著しく、第1次計画の目標年度である平成29年度を迎えたことから、今一度、人と自然との関わり方について見直し、将来の世代へ良好な環境を引き継いでいくため、今回、「第2次愛南町環境基本計画」を策定しました。

基本目標と基本方針

■ 町の基本目標

豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり

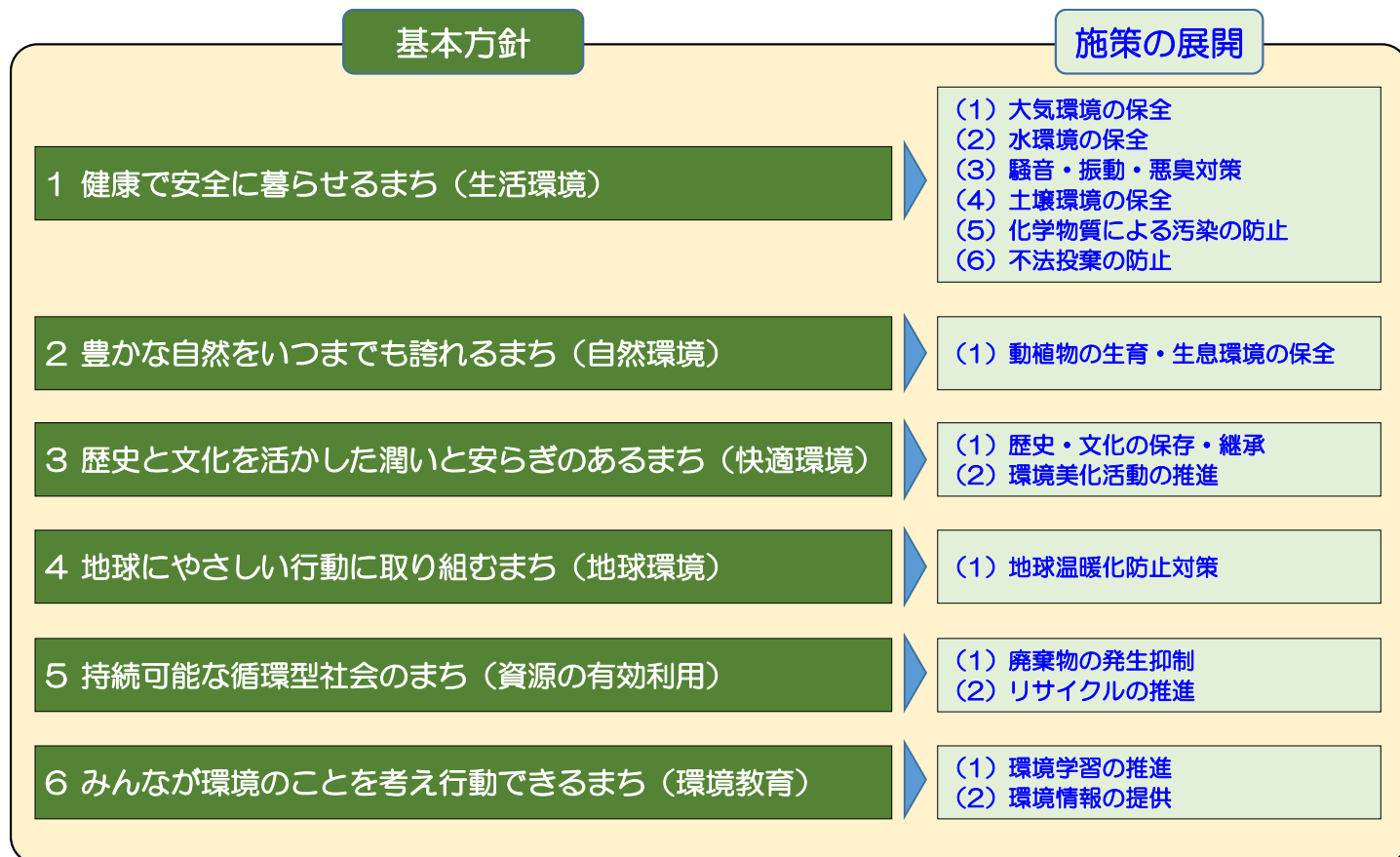
- 本町では、平成 26 年に策定した第 2 次愛南町総合計画においてめざすべき姿を「ともにあゆみ育て創造するまち～第 2 章～」としています。
- 総合計画では、この将来像を実現するために次の 5 つの政策を定めています。
- 第 2 次愛南町環境基本計画では、総合計画の政策の中で環境に関する施策を掲げている「**豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり**」を目標とし、町民、事業者、行政がそれぞれの役割において、協働による環境づくりを進めていきます。

第2次 愛南町総合計画 基本政策

- 支えあい健やかに暮らせるまちづくり
- **豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり**
- 活力ある産業を育てるまちづくり
- 自立と協働による安心安全なまちづくり
- 豊かな心と文化を育むためのひとづくり

■ 基本方針に基づく施策の展開

- 町の基本目標を実現するために、環境基本条例に基づいた次の 6 つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。



施策の展開

■ 健康で安全に暮らせるまち（生活環境）

(1) 大気環境の保全

- 野外焼却対策の推進
- エコドライブの推進
- 道路沿線の美化の推進
- 粉塵・ばい煙対策の推進

(2) 水環境の保全

- ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】
- 海や河川の清掃活動の推進
- 海域水質の保全
- 水辺植物、生物の適正な保全
- 農薬・化学肥料の適正使用
- 生活排水対策の推進
- 親水性の確保
- 環境浄化微生物活性化資材の利用促進
- 水質検査の実施・公表
- 漂流ごみ・海底ごみ及びマイクロプラスチックへの対応

(3) 騒音・振動・悪臭対策

- 騒音対策の推進
- 振動対策の推進
- 悪臭対策の推進
- 風力発電事業への対応

(4) 土壌環境の保全

- 土壌汚染防止対策の推進
- ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)

(5) 化学物質による汚染の防止

- 環境汚染物質排出・移動登録制度の周知
- ダイオキシン類対策の推進
- ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)

(6) 不法投棄の防止

- 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の周知
- パトロールの強化
- 監視カメラの設置
- 清掃活動運動の支援
- 啓発活動の推進

■ 豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）

(1) 動植物の生育・生息環境の保全

- 海・河川の保全
- 森林の維持管理
- 野生動植物の保全
- 自然観察会・自然学習会の推進
- 自然環境に配慮した再生可能エネルギー発電の推進

■ 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち（快適環境）

(1) 歴史・文化の保存・継承

- 歴史・文化的資源の保全
- 地域資源の活用
- 景観の保全

(2) 環境美化活動の推進

- 清掃活動の充実
- 景観の保全(再掲)
- 道路沿線の美化の推進(再掲)
- ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)

■ 地球にやさしい行動に取り組むまち（地球環境）

(1) 地球温暖化防止対策

- 温室効果ガスの削減
- 野外焼却の防止
- 地球環境の現状の周知
- 再生可能エネルギーなどへの取組
- 森林の維持管理(再掲)
- エコドライブの推進(再掲)

■ 持続可能な循環型社会のまち（資源の有効利用）

(1) 廃棄物の発生抑制

- ごみ減量化の推進
- 生ごみ処理容器の普及
- マイバッグの普及
- 分別収集の推進
- ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)
- 「3R(4R)推進月間(10月)」の周知

(2) リサイクルの推進

- リサイクルの推進
- リサイクル商品の普及
- 再生利用の促進
- 廃食用油の活用

■ みんなが環境のことを考え行動できるまち（環境教育）

(1) 環境学習の推進

- 学校における学習・教育
- 家庭における学習・教育
- 社会における学習・教育

(2) 環境情報の提供

- 広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどの活用
- 「環境月間(6月)」「環境の日(6月5日)」の周知